

報告第1号

平成25年度亀岡市一般会計予算の  
継続費精算報告について

平成25年度亀岡市一般会計予算の継続事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費の精算を次のとおり報告する。

平成26年9月8日提出

亀岡市長 栗山正隆